独立行政法人労働安全衛生総合研究所役員報酬規程(新・旧対応表)

(期末手当)

第8条

5 前項で規定する割合は、次に掲げる割合(以下「支給割合」という)とする。

改正後

基準日	支給割合
6月1日	100分の <u>62.5</u>
12月1日	100分の <u>77.5</u>

(勤勉手当)

第8条の2

4 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した常勤役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において常勤役員が受けるべき俸給及び特別地域手当の月額並びに俸給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに俸給及び特別地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に下記表1の勤務期間の割合を乗じて得た額に、下記表2(懲戒処分を受けた常勤役員にあっては、下記表3)の成績率を乗じて得た額を支給する。この場合において、常勤役員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該合計額に100分の77.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

改正前

第8条

(期末手当)

5 前項で規定する割合は、次に掲げる割合(以下「支給割合」という)とする。

基準日	支給割合
6月1日	100分の <u>65</u>
12月1日	100分の <u>75</u>

(勤勉手当)

第8条の2

4 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した常勤役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において常勤役員が受けるべき俸給及び特別地域手当の月額並びに俸給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに俸給及び特別地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に下記表1の勤務期間の割合を乗じて得た額に、下記表2(懲戒処分を受けた常勤役員にあっては、下記表3)の成績率を乗じて得た額を支給する。この場合において、常勤役員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該合計額に100分の75を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

表 2

勤務成績	成績率
優秀	100 分の <u>83. 5</u> 以上 <u>155 未満</u>
良好	100 分の <u>72. 5</u>
良好でない	100 分の <u>72.5</u> 未満

表3

懲戒処分	成績率
停職	100 分の <u>18.5</u> 以下
減給	100 分の <u>36. 5</u> 以下
戒告	100 分の <u>54. 5</u> 以下

<u>附 則</u>

1 この規程は、平成23年3月31日から施行する。

表 2

勤務成績	成績率
優秀	100 分の <u>80.5</u> 以上 <u>150 以下</u>
良好	100 分の <u>70</u>
良好でない	100 分の <u>70</u> 未満

表3

懲戒処分	成績率
停職	100 分の <u>17.5</u> 以下
減給	100 分の <u>35</u> 以下
戒告	100分の52.5以下